

子育て支援センターだより

子育て支援センターは、就学前のお子さんと保護者の方が気軽に参加できるサロンです。

1歳未満のお子さんでも大歓迎です！

期 日	事業名	場 所	内 容
10月 3日(水)	のびのび広場	子育て支援センター	運動遊び
10月10日(水)	あそびの教室	保健センター	ミニ運動会
10月17日(水)	のびのび広場	子育て支援センター	鬼蒸しパン作り
10月25日(木)	のびのび広場	子育て支援センター	乳幼児歯科相談
10月31日(水)	のびのび広場	子育て支援センター	おにぎりパーティー



問合せ 子育て支援センター
☎ 82-0601

※時間は全日午前10時～11時30分です。

※子育て支援センターの利用時間は、午前9時～午後4時です。

※10月10日は、ミニ運動会です。保育園に上がる前に運動会が体験できる貴重な機会です。



埼玉県のマスコット
「コバトン」&「さいたまっち」

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。

いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、一人で悩まず御相談ください。

電話相談窓口

よい子の電話教育相談（24時間365日対応）

18歳以下の子供専用（無料）

#7300 又は 0120-ハロー-86-3192

保護者専用 048-556-0874

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

いじめメール相談フォーム
(右のコードから入れます)



○ヤングテレホンコーナー

(埼玉県警察少年サポートセンター)

(月～土/祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分)

☎048-861-1152

○子どもスマイルネット(毎日/祝日・年末年始を除く10時30分～18時)

☎048-822-7007

○埼玉いのちの電話(24時間365日対応)

☎048-645-4343

○さいたまチャイルドライン

(毎日/年末年始を除く16時～21時)

18歳以下の子供も専用(無料)

☎0120-99-7777

○埼玉県こころの電話

[精神保健やこころの悩みに関する相談]

(平日/土・日・祝日・年末年始を除く9時～17時)

☎048-723-1447

○子どもの人権110番 さいたま地方方法務局
人権擁護課所管(月～金/祝日・年末年始を除く8時30分～17時15分)

☎0120-007-110

問合せ

埼玉県県民生活部青少年課

☎048-830-5858

埼玉県最低賃金改定のお知らせ

平成30年10月1日から埼玉県最低賃金は時間額898円(引上げ額27円)となります。

埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり898円以上かどうか必ず確認しましょう。(※一部の産業には、特定(産業別)最低賃金も適用されます。)

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室(☎048-600-6205)または、最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。